⑵　（控除）自己収入等				
授業料収益	△1,362,516,476			
公開講座等収益	△　2,357,800			
入学料収益	△　236,393,900			
検定料収益	△　67,303,400			
手数料収益	△　2,980,920			
保育料収益	△　12,841,258			
受託研究収益	△　165,603,439			
共同研究収益	△　53,694,713			
受託事業収益	△　232,576,804			
寄附金収益	△　220,248,866			
資産見返運営費交付金等戻入	△　96,712,843			
資産見返寄附金戻入	△　39,412,699			
財務収益	△　3,436,163			
雑益	△　116,898,581			
臨時利益	△　537,935	△2,613,515,797		
業務費用合計			5,091,598,913	
Ⅱ　損益外減価償却相当額			480,514,306	
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—	
Ⅳ　損益外利息費用相当額			85,534	
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			15	
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△　4,193,661	
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△　70,305,899	
Ⅷ　機会費用				
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	2,417,908			
政府出資の機会費用	51,924,138		54,342,046	
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			5,552,041,254	

重要な会計方針

国立大学法人会計基準

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「基幹運営費交付金（機能強化経費）」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、法人内予算におけるプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　　３～47年
構築物　　10～60年
工具器具備品　３～20年

なお、受託研究収入により購入した固定資産については、研究期間で減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。

なお、一部については、翌期以降の運営費交付金により財源措置されない教職員への賞与の支払に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる分については、退職給付引当金は計上していない。

一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用している。

⑵　評価方法

移動平均法を採用している。